

Q&A

○研究奨励金

推薦件数について

- 1) 推薦者は必ず所属長（学長、学部長、研究科長、病院長、研究所長など）もしくは財団理事、評議員、顧問であること
A) 上記記載の所属長以外の推薦者は基本的に認めていない
但し、施設での呼称が異なり、判断が難しい場合には、財団事務局にご確認ください
- 2) 推薦は、原則として1推薦者につき1件とすること
ただし、女性研究者を含めて推薦する場合は、1推薦者につき最大2名まで推薦することができる
A) 例として、学長が1名の研究者（男女限らず）を推薦することができるほか、学長評定における次点推薦候補者女性の研究者の場合、1名の追加推薦（合計2名となる）をすることができる
- 3) また、研究奨励金については、小児臨床薬理研究に限り、上記とは別に1件の推薦を認める
A) 2)の1推薦者につき、男性・女性の2名、または女性の2名の推薦者に加え、小児臨床薬理研究をテーマとした研究者（男性・女性を問わず）を1名追加することができる
- 4) なお、推薦者が複数の所属機関の長を兼務している場合は、それぞれの機関について推薦することができる
A) 例えば、学長が学部長を兼務されていた場合、各々の役割において、推薦者の権利を保有されることを意味する

○若手研究支援

推薦者について

- 1) 「本助成では、教授等の組織長の推薦が必要となる」との記載がありますが、病院教授でも推薦が可能でしょうか
A) 主任教授、教授はもちろん、病院教授でも推薦が可能です
- 2) 教授が研究科長や病院長等を兼務している場合、役職ごとに推薦可能でしょうか
A) 例えば、教授が研究科長や病院長等を兼務されていた場合、各々の役割において、推薦者の権利を保有されることを意味します

その他

- 3) 若手研究支援申請書の（11）共同研究者・共同研究施設に「共同研究者・共同研究施設が3名（3施設）以内の場合には、システムに入力」とあるが、システムには入力できない
A) 申し訳ございませんでした。若手研究支援申請書の（11）共同研究者・共同研究施設に記載ください。